No	質問	□ 答
1	2022年11月末締分から指定請求書以外の提出は出来ない のでしょうか。	はい。指定請求書以外の受付は一切致しません。
2	Excel版の請求書作成が出来ない場合は?	現場所長または弊社経理部に請求書の印刷を依頼し、紙ベースに手書きで記入し提出して下さい。尚、手書きは計算ミス等の発生するリスクがあるため 推奨しておりません。
3	ゴム印と社印を押印せずに電子印鑑(陰影画像貼り付け) でも認められますか?	はい。電子印鑑で作成してご提出頂いて結構です。
4	FAXでの提出は可能ですか?	いいえ。FAXは画質が不鮮明のため不可となります。
5	ダウンロードしたExcel版のどこを入力すればいいかわかりません。	画面上で色が付いている箇所のみ入力して下さい。
6	日付は西暦、和暦どちらで入力すればよいのですか?	必ず西暦で入力して下さい。
7	取引先コードが分からないのですが。	注文書・請書・お支払明細書記載の6桁の番号を入力して下さい。不明な場合は弊社経理部までお問合せ下さい。
8	登録番号とはなんですか?	消費税課税事業者に付与される番号です。2023年(令和5年)10月以降開始のため当面は無記載でも問題はありません。
9	会社名は代表者まで入力しなければならないのでしょうか	代表者名の入力は任意です(会社名は必ず入力)
10	内訳明細が1ページでは足りないのですが。	2ページ目以降に内訳明細を追加入力して下さい。
11	異なる税率を1枚で作成してよいのでしょうか。	はい、問題ありません。消費税区分を間違えずに入力して下さい。
12	消費税率の「8%(軽)」と「8%」の違いはあるのでしょうか?	違いがあります。「8%(軽)」は飲料品等の軽減措置により8%となっているもの、「8%」は経過措置により旧税率の8%となっているものです。同じ税率であっても明確に分ける必要があるため、間違えないように注意して選択して下さい。
13	内訳明細を税込で入力することは可能でしょうか?	出来ません。内訳明細は税抜の入力のみとなります。
14	単価による請求の場合、消費税率の計算は1行ごとに税率 計算(切り捨て、切り上げ)をした後に合計する事は可能 ですか?	消費税の計算は税率ごとに区分して税抜金額を合計し算出した後、一括で税率を掛けて切り捨て処理となります(小数点以下の端数処理は1回限り)したがって1桁ごとの税額計算は出来ません。
15	足場リースや金物取引先等は独自の「明細書」があります が今後の取り扱いはどうなりますか。	貴社独自の明細書は今まで通り使用可能です。ただし、請求合計金額を入力 して作成した指定請求書と合わせてご提出下さい。
16	立替控除額を請求先(取引先)で記入となっていますが立 替金額はどのように把握すればよいでしょうか?	当月の請求書提出日までに現場所長と打合せをして下さい。
17	出来高請求の場合はどうしたらよいですか?	必ず出来高調書を作成し、指定請求書に添付してご提出下さい。
18	請求書シートの「オールクリア」「内訳明細クリア」を押しても実行されません。	Excelのメッセージバーに「セキュリティの警告マクロが無効にされました」の表示がある場合は「コンテンツの有効化」ボタンをクリックして下さい。